

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号1】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市弓浜コミュニティー広場（以下単に「広場」という。）
(2) 所在地	米子市大篠津町1433番地
(3) 構造	東屋：鉄筋コンクリート平屋建て 便所：鉄筋コンクリート平屋建て 車庫：鉄骨造平屋建て 倉庫：鉄骨造平屋建て
(4) 敷地面積	105,346.15平方メートル
(5) 建築面積	東屋：建築面積27平方メートル 便所：床面積29.82平方メートル 車庫：建築面積15.40平方メートル 倉庫：建築面積9.27平方メートル
(6) 設置日	平成27年7月9日
(7) 主な施設内容	第1多目的広場（ロングパイル人工芝）、第2多目的広場（クレー舗装）、駐車場129台分、東屋（3か所）、便所（2か所）、水飲台（3か所）、車庫、倉庫等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	市民の福祉及び健康の増進を図るための施設として設置する。
(9) 施設の現状	当該施設は、航空自衛隊美保基地の滑走路付け替え事業等に伴い集団移転した大篠津町集落跡地において、国が、地元からの要望を受けて整備した施設である。 本市は、当該施設について国有財産の使用許可を受けた上で、平成27年7月9日に、広場条例を制定し、公の施設として広場を設置した。
(10) 施設の運営状況（平成29年度の概要）	ア 使用許可件数 257件 イ 利用者数 23,333人 ウ 使用料収入額 1,403千円 エ 管理運営費（支出額の合計） 15,416千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 広場の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

- (ア) 樹木等の管理育成
- (イ) 施設等の保守点検、補修及び清掃
- (ウ) 施設等の警備（巡回パトロールの実施等）
- (エ) 電気設備及び機械設備の操作
- (オ) 施設等に係る経費（電気料金、水道料金、合併浄化槽の保守点検及び清掃料等）の支払
- (カ) 施設等に係る安全衛生管理

イ 広場の施設等の利用に関すること。

- (ア) 使用の許可（以下「使用許可」という。）に係る申請書の受付及び許可書の交付
- (イ) 各種届出書の受付
- (ウ) 利用者の応接（案内、利用指導、苦情対応等）

ウ 広場の利用の促進に関すること。

広報活動の実施

エ 広場の非常時における初動対応に関すること。

- (ア) 待機及び連絡対応
- (イ) 被害に関する調査及び報告
- (ウ) 応急措置

(3) 管理業務の処理体制

指定管理者は、管理業務に従事する職員を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備する。

(4) 市が直接行う業務

ア 広場の目的外使用の許可その他の市長に専属する権限に基づく事務に関すること。

イ 市が主催する事業の企画及び実施に関すること。

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、管理業務の処理に当たり、広場の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努める。

イ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、広場の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力する。

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号2】

1 施設の概要

(1) 名称	米子国際会議場
(2) 所在地	米子市末広町294番地
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 一部鉄骨鉄筋コンクリート造り及び鉄骨トラス造り 地下1階地上6階立て
(4) 敷地面積	17,661平方メートル（米子コンベンションセンター全体としての敷地面積）
(5) 建築面積	7,923平方メートル（米子コンベンションセンター全体としての建築面積）
(6) 開館日	平成10年4月29日
(7) 主な施設内容	国際会議室（スクール型360席、ロの字型275席）、同時通訳ブース4室、映像音響機器（一式）、特別控室1室、スタッフルーム1室
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	<p>米子国際会議場は、国内外との学術、情報、技術、文化等の交流を促進し、地域の経済の発展と文化の振興を図るため設置されている。</p> <p>コンベンション開催による、経済波及効果は非常に大きいため、市の総合計画では、本市における会場機能の改善と充実を図るとともに、誘致の専門機関である「とっとりコンベンションビューロー」の活動支援、宿泊施設の確保や運営支援等の受入態勢、アフターコンベンションや街中観光の充実に努め、誘致を促進の必要性を掲げている。</p>
(9) 施設の現状	<p>国際会議室は、同時通訳ブースを4室備え国際会議に対応できるほか、リアルプロジェクター映像装置を2画面、12,000ルーメンのDLPプロジェクター、併設の広いスタッフルームなど会議をサポートする機能を充実させ、レセプション、展示会などに幅広く利用されている。</p>
(10) 施設の運営状況（平成29年度）の概要	<p>ア 利用許可件数 121件</p> <p>イ 利用者数 38,819人</p> <p>ウ 利用料金収入額 18,082千円（国際会議室、スタッフルーム、特別控室の合計）</p> <p>エ 主な自主事業（米子コンベンションセンターとして実施）</p> <p>・ビッグシップ航海デー</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ビッグシップナイトクルージング <p>オ 管理運営費（支出額の合計）</p> <p>289,339千円（米子コンベンションセンター全体としての支出額）</p>
--	--

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力